

2011年4月4日

アストラゼネカ株式会社

代表取締役 加藤 益 弘 殿

薬害イレッサ訴訟統一原告団

代 表 清 水 英 喜

代 表 近 澤 昭 雄

薬害イレッサ訴訟大運動大阪実行委員会

事務局長 吉 村 得王彦

## 控訴に対する抗議及び全面解決を求める申入書

私たちは、薬害イレッサ事件における貴社の責任を厳しく断罪した2月25日の大阪地裁判決、及び3月23日の東京地裁判決を受けて、翌24日、薬害イレッサ事件の早期・全面解決を求める申入をしました。

ところが、貴社は、私たちの申入に対して何らの回答もすることなく、3月30日、東京地裁判決に対して控訴しました。

大阪・東京両地裁判決は、イレッサが分子標的薬として従来の抗がん剤に比べて副作用が軽いとのイメージが抱かれやすく、医療現場の医師は副作用である間質性肺炎が致命的なものとなるとは容易に認識できなかったことから、警告欄に記載して注意喚起すべきであったとして、イレッサには製造物責任法上の指示・警告上の欠陥が認められるとしたのです。両地裁判決により、もはや貴社の責任は動かし難いものとなっています。

市民の生命と健康に直結する医薬品の製造メーカーとして重大な社会的責任を負う貴社は、二度にわたる司法の厳しい指摘を謙虚に受け止めるべきです。これ以上不当な争いを続け、残された大切な生命を予想外の副作用により奪われた患者と家族の無念の思いを踏みにじるようなことは決して許されません。

私たちは、貴社に対し、東京地裁判決に対する控訴に厳重に抗議すると共に、ここにあらためて直ちに薬害イレッサ事件の解決のための話し合いの席に着き、原告全員の救済、未提訴被害者の救済を含めた、2010年8月25日付け全面解決要求書に基づく薬害イレッサ事件の全面解決をはかることを強く要求します。

以 上